

議員派遣について

地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により次のとおり議員を派遣する。
ただし、

議決した内容に変更を生じた場合は、議長において内容を変更し、決定することができる。

令和6年6月28日提出

記

県下五市議会議長協議会

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 一宮市
- (3) 派遣期間 令和6年7月24日(1日間)
- (4) 派遣議員 鈴木幸彦議員

衣浦五市議会議長会議

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 刈谷市
- (3) 派遣期間 令和6年7月26日(1日間)
- (4) 派遣議員 鈴木幸彦議員